

第1章 環境白書の基本的考え

1 環境白書の目的

平成14年(2002年)3月、西東京市は、環境保全の基本的な考え方として市・事業者・市民それぞれの役割等を示した「西東京市環境基本条例」を制定しました。さらに本条例第9条及び、同法第18条に基づき平成16年(2004年)3月には「西東京市環境基本計画」(計画期間は平成16年度から平成25年度までの10年間)を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を定めました。



「西東京市環境基本計画」

この環境白書は、西東京市環境基本条例第16条に定める「年次報告書」となるものであり、環境の状況や環境の保全等に関する施策についての報告を行い、市民のみなさんの意見を聴くことによって、よりよい環境をつくっていくためのものです。

西東京市の環境に関する施策は、西東京市環境基本計画を踏まえて進めることとなっており、それらの各施策の進捗状況をまとめたものが、環境白書となります。

市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

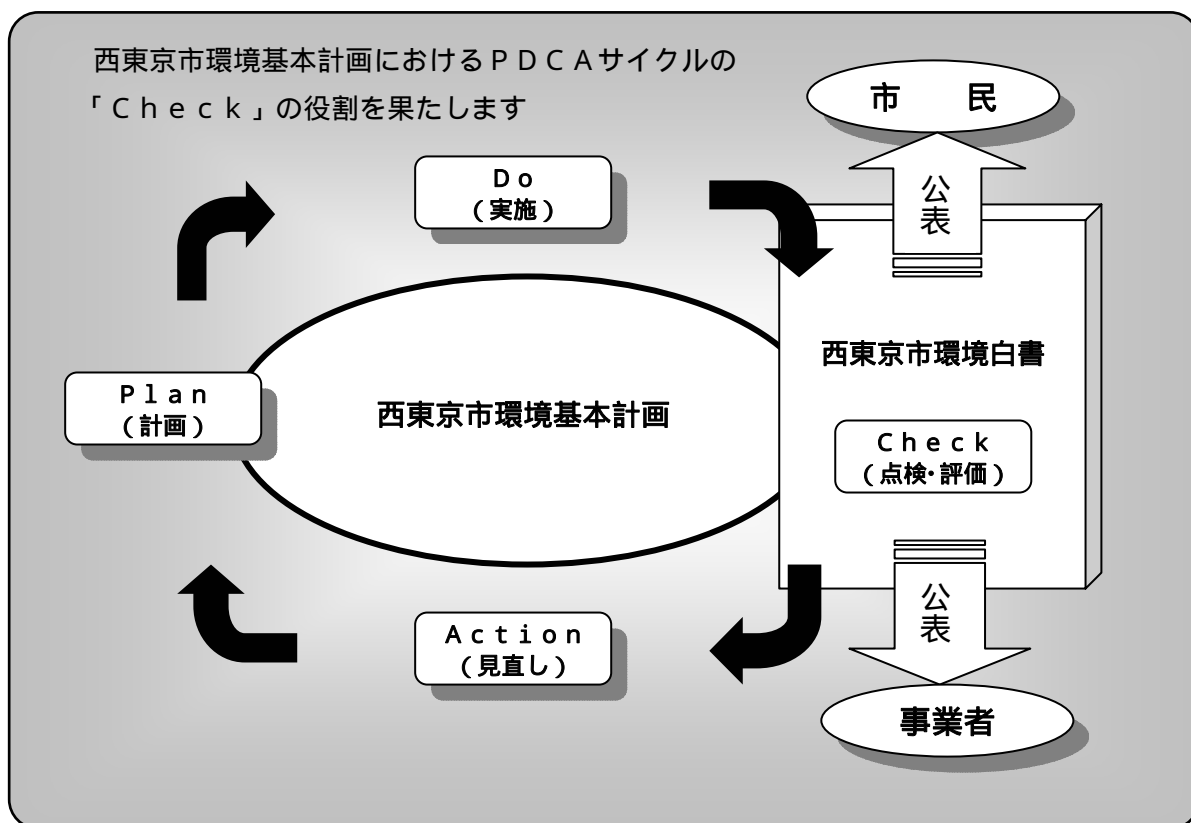
(西東京市環境基本条例 第16条より)

2 PDCAサイクルの推進

環境白書（年次報告書）は、良好な環境を目指していくため、市の環境についての施策を示す報告書です。

具体的には、西東京市環境基本計画の進行管理のサイクル(PDCAサイクル)のCheck(点検・評価)の役割を果たします。

また、環境の現状や施策等の実施状況について、市民や事業者との情報交換手段となり、市民や事業者の声を環境施策に反映させるためのコミュニケーションの手段となることを想定しています。



3 市民意見の募集

この環境白書における市の環境の現状と実施された施策等について、西東京市環境基本条例第16条に基づき、市民のみなさんは意見を提出することができます。提出された意見は、環境白書とあわせて環境審議会に提出されます。その結果、環境白書について審議会から提言があった場合は、市長はその趣旨を尊重して必要な措置を講ずるよう努めることとなります。

市民のみなさんからのご意見によって、良好な環境が実現し、これを将来の世代に引き継ぐことができるよう、ぜひご協力をお願いいたします。

意見の募集については、毎年、市報などで募集いたしますが、以下の方法でも随時、募集しております。なお、匿名のご意見は受け付けられませんので、ご了承ください。

**郵送・窓口の場合：〒202-8555 西東京市中町1-5-1 保谷庁舎
西東京市役所 環境保全課まで**

**ファクスの場合：0424-38-6282まで
平成18年4月29日(土)午前2時から以下の番号です
042-438-6282まで**

電子メールの場合：webmaster@city.nishitokyo.tokyo.jpまで